

土壤汚染状況調査結果

特定有害物質（土壤汚染対策法）

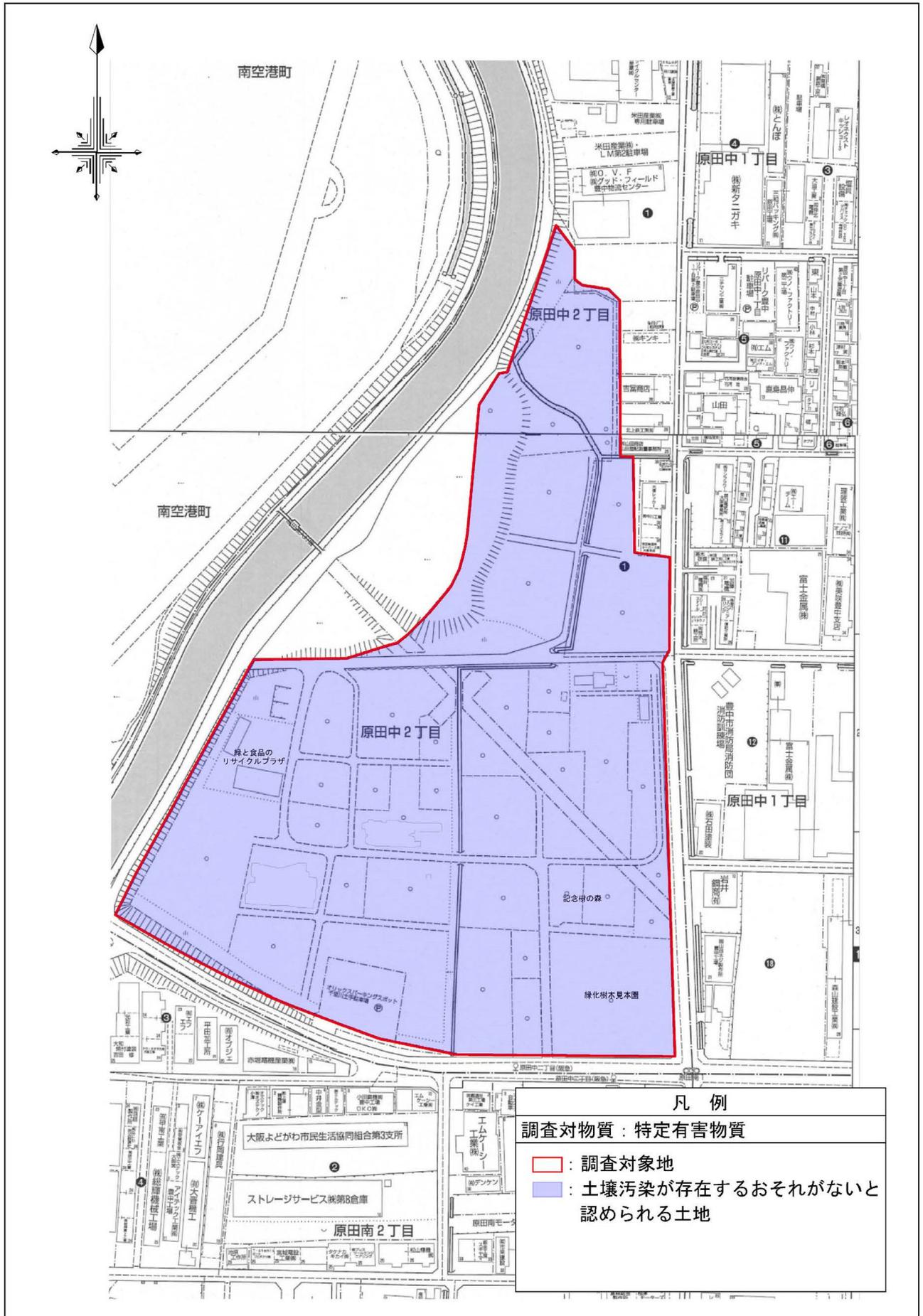
土壤汚染対策法では、土地利用履歴等調査により確認した「特定有害物質の使用等履歴」に基づき、調査対象地を3つに分類することを求めている（表1）。本調査では調査対象地内において、特定有害物質の使用等履歴は確認できなかった。

よって、本調査では調査対象地のすべての土地を「土壤汚染の存在するおそれがないと認められる土地」と判断した（図1）。

表1 土壤汚染のおそれの区分の分類（土壤汚染対策法 特定有害物質）

おそれの区分	区分の根拠
土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地 ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地 ・ 上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の配水管及び排水処理施設 ・ 過去の土壤の汚染状況に関する調査の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地
土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地 ・ 土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等を行う施設の敷地以外の土地
土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地やその使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地。

※なお、本市の土壤汚染対策部局に「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項の土地の利用履歴等調査結果報告書」を提出したが、調査命令を受けることはなかった。



凡例

- 調査対象物質：特定有害物質
- ：調査対象地
 - ：土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

図1 土壌汚染のおそれの区分(特定有害物質)

ダイオキシン類(府条例)

府条例では、土地利用履歴等調査により確認した「ダイオキシン類の使用等履歴」に基づき、調査対象地を3 つに分類することを求めている(表2)。本調査では、ダイオキシン類の使用等関連施設等が立地していた可能性は低く、「ダイオキシン類」の使用等履歴は確認できなかった。

よって、調査対象地のすべての土地を「汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地」と判断した(図2)。

表 2 土壌汚染のおそれの区分の分類(府条例 ダイオキシン類)

おそれの区分	区分の根拠
汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地	a. ダイオキシン特定施設等、ダイオキシンを含む污水に係る処理施設・配管、またはダイオキシン類の発生又は処理の可能性がある施設が設置されている土地、もしくはダイオキシン類を含む廃棄物等が埋設された土地 b. a のうち焼却灰の飛散の可能性がある施設等から5m までの土地(汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地は除く。)
汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地	a. 「汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地」「汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地」以外の土地
汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地	a. ダイオキシン特定施設等の供用開始時から建築物(屋根及び壁を有するもの)より、「汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地」のa の土地から隔離されている土地 b. ダイオキシン類により土壌を汚染する経路が大気経由である場合において、舗装等(少なくともダイオキシン特定施設等から5m の範囲において舗装されていることを要する。)により、飛散した焼却灰が土壌へ浸透する可能性がないと考えられる土地

※なお、本市の土壌汚染対策部局に「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 5 第 1 項の土地の利用履歴等調査結果報告書」を提出したが、調査命令を受けることはなかった。

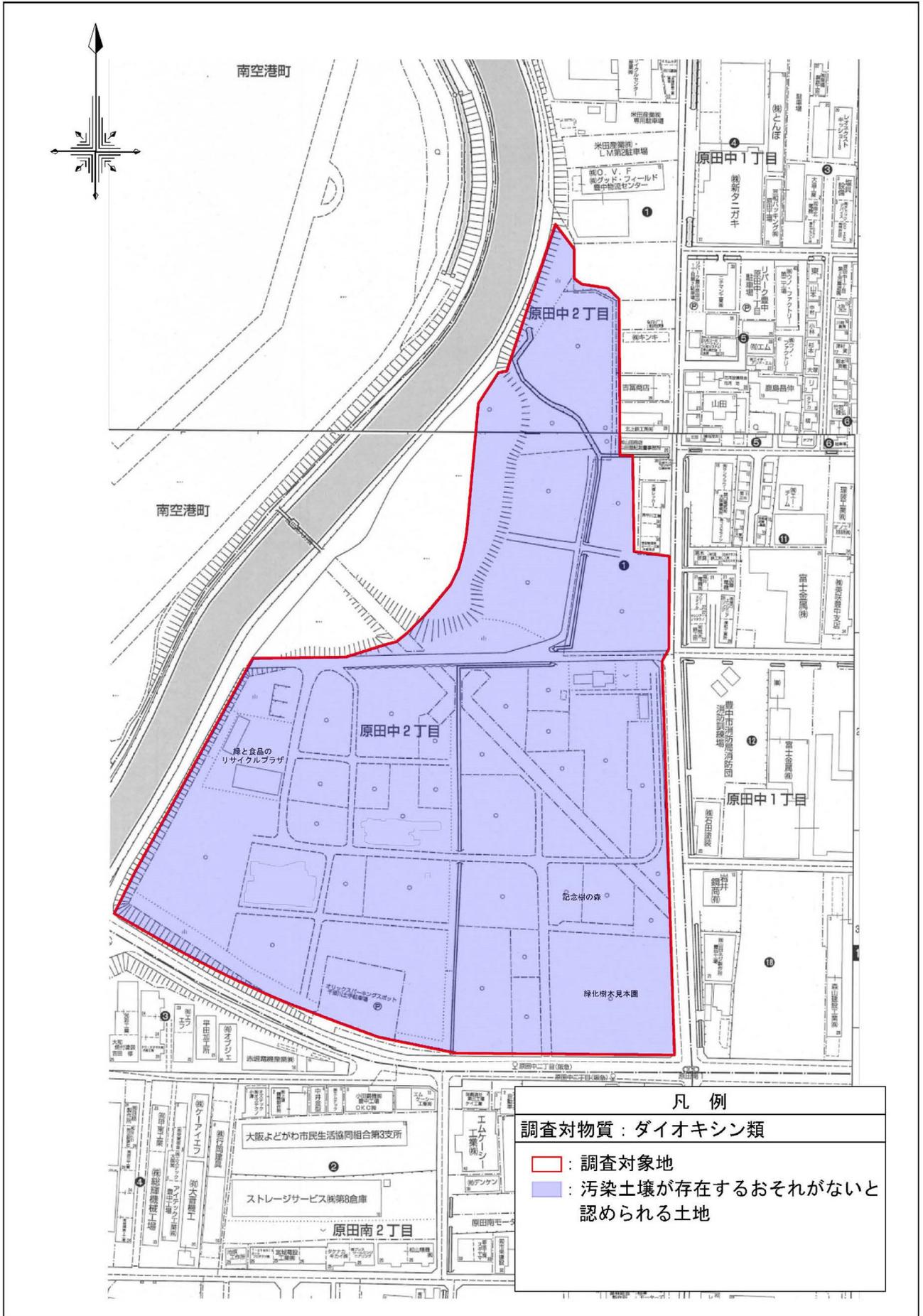


図2 土壌汚染のおそれの区分(ダイオキシン類)